

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査（工事監査）を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表します。

令和7年3月27日

刈谷市監査委員 渡部 亨

刈谷市監査委員 松永 寿

工事監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、刈谷市監査基準に準拠して実施する監査

第2 監査の概要

1 目的

刈谷市が施工する工事について、設計、積算、施工等の各段階において、適正に行われているか、また問題点、改善策などについて、専門的知識を有する者に調査依頼し監査を行い、今後の工事施工の参考とする。

2 対象

- (1) 工事名 市道1-431号線他道路新設改良工事（週休2日）
- (2) 部課等名 建設部 道路建設課

3 期間

- (1) 監査期間 令和6年10月4日（金）～令和7年3月27日（木）
- (2) 実地検査日 令和7年1月10日（金）

4 方法

工事の計画、設計、積算、施工等について、事前に審査書類の提出を求め書類調査、所管課に対する質疑応答及び実地調査により実施した。

なお、実施に当たっては、公益社団法人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託を締結し、技術士の派遣を求め監査した。

第3 監査の結果

各事務等は、法令等に適合し、工事目的に沿って適正に行われているとおおむね認められた。